

令和元年12月定例農業委員会 会議録

令和元年12月2日（月）

会 議 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 非農地証明願について
- ・ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について
- ・ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について（中間管理事業分）
- ・ 議案第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を
行っている旨の証明願について

4. その他

5. 閉 会

(午前 9時30分開会)

・事務局

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、令和元年、年納めとなります12月定例農業委員会を開催させていただきます。

開会にあたり事務局よりご挨拶申し上げます。

・事務局

皆さん、おはようございます。本日の定例会が本年最後の定例会となります。皆様方におかれましては、お足元の悪い中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本年中につきましても、意見書の作成、また、それにあたっての現場確認、夏の農地利用状況調査、「まっせ・はしもと」での相談会等の開催など、農業行政のさまざまな場面でご尽力いただきましたこと、まことに感謝いたします。ありがとうございます。

さて、来年の話をしますと鬼が笑うかもしれませんが、現在、国が力を入れております人・農地プランの実質化、これにつきましては、年明けより本課の方で各農家に対しましてアンケート調査を実施いたします。来年度より地域に入りまして、今後5年から10年の地域農業のあり方を議論いただくことになると思います。

これに関しましては、大変力の要る作業となってきますけども、国の動向を見ましても、今後、地域に国からの補助金をおろしたりする際には大変有効なプランというふうになってきますし、また、何より地域の皆さんが地域のことを考えていただくいい機会かなというふうには考えておりますので、農業委員さん、それから農地利用最適化推進委員さんにおかれましては、またご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

簡単ですが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。今日はよろしく願いいたします。

・事務局

なお、北岡事務局長につきましては、市議会の定例会開催のため本日欠席となっております。

議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会議の議長は会長が務めるとなっております。以後、会長ご挨拶の後、議事の進行をお願いいたします。

では、会長、お願いいたします。

・土井会長

それでは、おはようございます。本日、12月の定例の農業委員会ということでございますが、この時期、県の常設審議会が大変早く開催されますので、通常よりも1週間か10日早いというようなことで12月の冒頭ということになってございます。令和元年最後の定例会でございますので、よろしく願いしておきます。

令和元年ということで、振り返ってみますと、ことしは台風あるいは大雨で災害が大変多かって、農業被害でも4千億を超えておるといふようなことでしたけれども、幸いにもこの地方については平静に推移いたしまして、柿の方の収穫もほぼ終わりになっておるといふのを聞いておるところでございます。また、来年はオリンピック開催の年でございます、また非常に注目される記事の多い、話題の多い1年というふうに予想されてございます。

先月末ですか、11月27日、28日に全国農業委員会会長会議というのが開催されまして、池田職務代理さんと出席させていただきました。さっき冒頭に三浦さんから挨拶がありましたんですが、さきの農業委員会だよりのメインの記事にありまして、人・農地プラン実質化の内容でございます、地域の農業をいかにして守っていくかということでございます。

市全体で大きな計画を作るよりも、まず地域地域での農業の実態をまず把握せよと、それで、その情報を地域の皆さんと共有化して仕事をやっていきなさいと、こういうことでございます。すなわち地域の農地の状況やとか農業人口やとか、農業従事者の年齢やとか後継者の有無やとか、その辺のところを十分に把握して、それを図式化して、そして、地域の方々と十分話をせいと、これがまず第一やというのでございます。

そのためには、皆さんにお世話になりました農地利用状況調査の活用やとか、それを提供して市当局と一体となって人・農地プランの実質化を実行する、これが農業委員会に課せられた業務ということでございますので、よろしく願いしておきます。

それと、第2点目といたしましては、農業者年金加入促進に係る件でございます、農業者の老後の生活安定のために、国民年金だけでは大変、生活しんどいやろと、不安やろということから、農業者についてはこの掛け金の全額が社会保険としての控除の対

象になるとか、あるいは、生涯、年金が給付されるやとかということで、大変これ、公的資金が半分入る有利な制度であるということ、この農業者年金制度を知らん人がまだおるといふようなこと、でございます。それで、その辺の情報の発信とかPRをしていただきまして、加入促進に協力を願うといふようなことの研修会でございますので、復命を兼ねて報告をしておきます。

・議 長

それでは、只今より議事を進行してまいります。座って進めます。

事務局から、本日の出席委員について報告をお願いします。

・事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席委員数についてご報告を申し上げます。

農業委員11名中10名の出席でございます。なお、議席番号4番大西敏夫委員より欠席届が提出されております。以上です。

・議 長

事務局から報告のとおり、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び橋本市農業委員会規則第7条の規定により、出席委員は在任委員の過半数に達しており、本日の会議は成立していることを宣言いたします。

議案の審議に先立ち、議事録署名委員の選任を行います。橋本市農業委員会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員は、議席番号8番林義文委員、議席番号9番岡本彰文委員の2名を指名いたしますので、よろしくをお願いします。

それでは、議事に入ります。

本日の議事は提出議案6件です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明します。議案書の3-1ページと位置図の3-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本

市高野口町小田字一本木……。登記簿地目及び現況は畑となっております。今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請者は兄弟で、海外に居住しており農地の維持管理が困難な譲渡人と、現在、今、譲渡人に代わり農地を管理している譲受人との間で話がまとまり、本申請に及びました。譲受人の……。氏の経営耕地面積は取得しようとする農地と合わせて合計……。㎡で、旧応其村の下限面積20aをクリアしております。また、周辺農地への被害防除措置等については、影響はありません。譲受人は耕運機1台を所有しており、農作業従事者は3名で農作業常時従事要件を満たしております。

以上について、農地法第3条第2項各号に照らし、書類審査及び現地調査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明いたします。位置図の方は3-2ページをご覧ください。申請地は橋本市野字宮垣内……。及び……。です。登記簿地目及び現況は畑となっております。今回の申請は売買による所有権の移転です。農地の維持管理が困難となってきた譲渡人と農地の拡大を考えていた譲受人と話がまとまり、本申請に及びました。譲受人の……。氏の経営耕作面積は取得しようとする農地と合わせて……。㎡で、旧山田村の下限面積40aをクリアしております。譲受人はトラクター1台、耕運機1台、自走田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、農業従事者は4名で農作業常時従事要件を満たしております。

以上について、農地法第3条第2項各号に照らし、書類審査及び現地調査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号3番の案件についてご説明いたします。位置図の方は3-3ページをご覧ください。申請地は橋本市隅田町下兵庫字山ノ谷……。……。……。……。……。となっております。登記簿地目及び現況はすべて畑となっております。今回の申請は売買による所有権の移転です。農地の維持管理が困難となってきた譲渡人と農地の拡大を考えていた譲受人との話がまとまり、本申請に及びました。譲受人の……。氏の経営耕地面積は取得しようとする農地と合わせて合計……。㎡で、旧隅田村の下限面積30aをクリアしております。周辺農地への被害防除措置等については、影響はありません。譲受人はトラクター

4台、コンバイン3台、田植え機3台、草刈り機5台、軽トラック5台を所有しており、農業従事者は2名で農作業常時従事要件を満たしております。

以上につきまして、農地法第3条第2項各号に照らし、書類審査及び現地調査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、許可相当と判断いたしました。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員から、順次、追加説明をお願いします。

・林委員

8番の林ですけども、今、事務局の方から説明があったとおりで、(聴取不能)
以上です。

・議 長

次、2。

・佐藤推進委員

推進委員の佐藤です。ここの土地の宮垣内内、・・・と・・・という所に、太陽光発電を初め検討しておったんですけども、その周辺の住民が反対というふうな感じで、・・・さんの方が悩んでいて、そうしたらどうしようかいうところ、そのそばにある住人が、それやったら私が畑作ってあげようということで話がまとまり、所有権移転の売買になりましたので、そういうことです。

・議 長

次。

・田中(一)委員

7番の田中です。先ほど事務局の方から説明していただいたとおりでございまして、何ら問題はないかと私は判断いたします。
以上です。

・議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

・ 廣田委員

5番の廣田ですが、3番の案件ですけれども、・・・の土地を作っ
とって2名でやっとするという、しかも軽トラ4台もあるのに、こ
れ何なさっとする方ですんやろか。

・ 議 長

事務局、どうぞ。

・ 事務局

こちらの・・・氏なんですけど、専従するのは本人とこの本人
の奥様の2名なんですけれども、常に臨時で雇用ということで、
臨時でアルバイトさんということで4名、常に雇っている状態と
いうふうに伺っております。なので、合計6名でその・・・㎡の
方をすべて回って運営していると聞いております。

・ 廣田委員

畑って、何作ってますんですか。

・ 事務局

主にこの方、・・・さんなんですけれども、海南市の方で主に米
を作っているということで、耕作証明の方をいただいております。
あとはほかに畑の方は野菜と書いていただいておりますので、ちょっ
とまだどんな種類の野菜を作っているか、申しわけないですが、
確認はできてないです。

今回の下兵庫での、ここの農地に関しましてはサカキを植えて、
木のサカキの方を植えて栽培するというふうに伺っております。

・ 廣田委員

全部これサカキ植えるの。

・ 事務局

そういうふうに聞いております。

・ 廣田委員

ようわかりました。ありがとうございます。

- ・ 議 長
ほかにありませんか。

.....

- ・ 議 長
ちょっと教えてほしいけど、これ・・・さんてあくまでも個人経営か。こんなでかなったら、将来的に法人化するような方向というような、そんな申請のときの話はなかった？ 今のところはないか。

- ・ 事務局
はい。今のところは個人でやっておられて、認定農業者としては紀の川市の方から認定農業者と認められておりますので、今後はちょっとわからないんですけど、今現在は個人で農作業をやられているというふうに伺っております。

- ・ 議 長
そうか。はい。
どうぞ。

- ・ 田中（一）委員
ちょっとつけ加えさせてもらいます。この・・・さんというのは、私、電話で再三再四、連絡とり合ったんですけど、まじめな人で、年齢は36歳。とにかく農業には全面的な前向きの姿勢で、私は
今のところは事務局の方からサカキと
いうことの話もあったんですけども、これは私は放棄されるよりも
そういう方面で耕作していただいた方が、ぐるりの住民の方も安定するんじゃないかという考えでおります。

- ・ 議 長
ほかにありませんか。

.....

- ・ 議 長

それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を採決いたします。

本件を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の方、5-1ページと位置図の5-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市高野口町字伏原字越ヶ坪・・・、位置は応其小学校より南東に約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は田となっております。譲受人は市内で不動産の売買・仲介を行っている法人です。小学校に近い申請地付近で分譲住宅の建設を考えていたところ、農地を相続するも高齢で農地の維持管理が困難となった譲渡人と交渉し、申請に及びました。計画によりますと、分譲住宅4棟を整備いたします。排水につきまして、汚水、雑排水につきましては隣接する公共下水道に接続し放流いたします。雨水につきましては申請地東側に新設する道路側溝へ放流いたします。このことについて、引の池土地改良区及び紀の川用水土地改良区の意見書が添付されております。隣接する農地は2筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書及び融資証明書が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号2番及び3番の案件についてご説明いた

します。位置図の方は5-2、5-3ページをご覧ください。申請地は橋本市高野口町向島字川尻・・・及び・・・、位置は高野口産業文化会館より西に約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は畑となっております。譲受人は市外で不動産の売買・仲介を行っている法人で、事業を行うため適地を探していたところ、遠方に居住しており農地の維持管理が困難となってきた譲渡人と、また、高齢で農地の維持管理が難しくなってきた譲渡人と交渉に及び、申請に至りました。計画によりますと、住宅1棟と駐車場を設置いたします。排水につきまして、汚水、雑排水につきましては合併浄化槽により処理後、申請地北側に隣接する公共下水道に放流いたします。雨水につきましても敷地内で集水し北側公共下水道に放流いたします。このことについて、小田井土地改良区の意見書が添付されております。隣接する農地は3筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書類が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号4番の案件についてご説明いたします。位置図の方も5-4ページをご覧ください。申請地は橋本市野字上井出・・・及び・・・、位置は橋本警察署より西に約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は畑となっております。譲受人は市内在住の個人で、警備会社を営んでおります。譲受人が経営している事務所の駐車スペースを確保するため適地を探していたところ、高齢のため農地の維持管理が困難となった譲渡人と交渉し、申請に及びました。計画によりますと、事業用の駐車場3台分と賃貸用の駐車スペース30台分を整備いたします。排水につきまして、汚水、雑排水は発生いたしません。雨水につきましては北側及び東側に隣接する水路に放流いたします。このことについて、紀の川用水土地改良区及び地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は2筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号5番及び6番の案件についてご説明いたします。位置図の方が5-5、5-6ページをご覧ください。議案書の方も5-1ページと5-2ページにまたがっておりますので、ご確認ください。申請地は橋本市神野々字下戸津井谷・・・、・・・、・・・、・・・、・・・の計5筆となっております。位置は西部小学校より南西に約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は田となっております。譲受人は市外で再生エネルギーの仕入れ販売を行っている法人です。事業拡大のために適地を探していたところ、遠方で居住しており、また、高齢で農地の維持管理が困難となった譲渡人と交渉し、申請に及びました。計画によりますと、太陽光パネル304枚、パワーコンディショナー9台、発電出力49.5kWの太陽光発電施設を設置いたします。排水につきまして、汚水、雑排水については発生いたしません。雨水につきましては基本的に自然浸透とし、浸透し切れない分につきましては申請地東側及び南側の既設水路へ放流いたします。このことにつきまして、該当する水利組合がありません。また、本来でしたら、水利組合がない場合、地元区の区長の同意印をもらってもらうこととなっておりますが、それにつきましては同意印がありません。ただ、同意書をもらえない理由書をつけており、また、事業者の方から地元住民に対し今回の太陽光発電事業についての説明会を開き、理解を得ていると伺っております。隣接する農地につきましては4筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書類が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

以上、よろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明を順次お願いします。

・林委員

8番の林です。この・・・というんですか、その南側（聴取不能）

・議長

次、4かな。

・佐藤推進委員

推進委員の佐藤です。事務局のとおり、問題はありません。

・議長

はい。

・岡本委員

5番、6番につきましては、佐藤さんと一緒に現場を見てまいりました。工場の近くで特に民家もなく、農地は何も作らずに置いてましたので、少しは管理しておったようですが、もうあとできないというような感じのようでございましたから、やむを得んという具合に思っておるわけですが、こういう県外の所に転売するような場合は、書面だけでこの会社を調べておられるのか、それとも、やっぱり会社の、どんなところにあって、どのようなことをやっているか、当局としては行かれたことはあるのかどうか、ちょっと今日聞きたいと思うとるんですけども。

・議長

どうぞ。

・事務局

今回の申請につきまして、法人による申請ということで、法務局が発行しております全部事項証明書及び会社の定款の方が添付されておりますので、そこでうちの方は確認させていただいている形にはなっております。

・岡本委員

我々その会社に行ったこともないし、行っても相手にしてもらえないと思いますので、間違いのない会社であるとか個人であ

るかというのは、はっきりやっぱり今後もやっていただかないと、許可した後でいろいろ問題起きたのでは、農業委員会としては何をしとったんぞと、こういうようなことになってくると困ると思いますので、念のために申し添えた次第でございます。

・ 議 長

それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

・ 廣田委員

事務局へお尋ねしますが、11月の定例総会の時に、ここへ第何種農地と書いてくれというて言うたと思うんですが、この2種と3種の考え方というのはえらい違うと思うんです。3種は原則許可できる、2種は原則不許可ですわ。それを私らが見て、2種の農地でなってるのと、添付する書類も増えてくると思うんです。

だから、11月の時には忘れたと。今回も忘れたのか、もう書く必要がないからやめたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

・ 議 長

どうぞ。

・ 事務局

ご指摘のとおりで、もうここは忘れております。

ちなみに、5条ですが、上から1、2及び3番につきましては2種農地となります。4番、5番、6番は3種農地となります。

2種農地と3種農地についての考え方ですが、資料あるか。

・ 事務局

まず、3種農地につきましては、市街地域または市街化の著しい計画がある区域内の農地ということになっておりまして、今回このまず4番、5番、6番が第3種農地となっておるんですが、すべて橋本市が指定する用途地域に指定されておりまして、こちらの方は第3種農地という判断となっております。

また、2種農地につきましては、第1種農地が10ha以上の一団の農地であったり土地改良区等の圃場整備されたような所になってくるんですが、そこにも該当せず第3種農地にも該当しないような所がおよそ第2種農地となっておりまして、今回の1

番、2番、3番の案件につきましては、第3種農地、用途地域等には入っていないのですが、一団農地に接続している農地ではないということを考えまして第2種農地と判断しております。以上です。

・ 廣田委員

忘れたんやったら次回からよろしくお願ひしたいのと、書いてくれるんやったら書いていただいたら判断しやすいと思いますので、どうかよろしくお願ひしておきます。

・ 議 長

事務局、よろしくお願ひしておきます。

・ 事務局

はい。申しわけございません。

・ 議 長

ほかにありませんか。

はい、どうぞ。

・ 向井推進委員

推進委員の向井です。先ほど事務局で、市外の業者さんについては定款を見るというのを聞いたんですけども、それ以外に、要は貸借対照表で過去5年間の経営の実態とかそういうのは見ないんですか。

・ 議 長

どうぞ。

・ 事務局

それにつきましては、あくまで法定添付書類ではございませんので、そこまでは求めている現状ではないです。

・ 向井推進委員

ということは、その業者は赤字か、赤字と言ったらおかしいけども、経営危ないよという業者に渡っってもわからない。

・事務局

法人につきましては、県内外問わず同じように扱いをさせていただくんです。あとは、個人、法人問わず、残高証明であるとか融資証明であるとか、そちらの方で事業の実行性について判断を行うということになります。

例えば、委員ご指摘のように、会社の本体自体がどういう状況かとまでは確認いたしていないのが現状です。あくまでもその事業、申請されておる事業についてのみ判断となります。

・向井推進委員

ちょっと何か不安。

・事務局

現在の残高証明であったり融資証明で、今回の事業を行えるかどうかで今回の農地転用の方を判断する形となっておりますので、本体の方までは考慮には入っていないという形にはなっております。

・向井推進委員

いや、今回はいい。しかし、今後そういうようなところを見ていこうという考え方はあるんですか。

・事務局

橋本市農業委員会の事務局としましては、国及び県から示されておる指針に実はそのところまでは入っておりませんので、今、定款ということになっておるんですが、委員ご指摘の内容については、総会資料に基づくような資料になろうかと思えます。ただ、現行の制度上はそこまでは求めていないというところではあります。

・議 長

ほかにありませんか。

．．．．．

・議 長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について を

採決いたします。

本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり進達することに決定いたします。

次に、議案第3号 非農地証明願について を議題といたします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

議案第3号 非農地証明願について を説明いたします。議案書の非-1ページと位置図の非-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市東家字西畑・・・、台帳地目は田、現況は山林となっております。申請地は申請者の父が体調を崩し始めた平成5年頃から耕作ができず、雑草・雑木が生い茂っていたとのことです。本申請につきましては、何らかの理由で非農地に転用した土地で20年以上が経過し、周囲の状況から判断し、将来的にも農地として使用するのが困難であり、農地転用行政上も支障がないと認められると判断いたしました。

以上、よろしく申し上げます。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお願いします。

・木下委員

2番、木下です。現場を確認に行きましたところ、谷間になっていて、農地としては使用は無理やという現状です。今も放置されていて、先ほど事務局の方で説明あったとおりでございます。以上です。

・議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

・・・・・・・・

・ 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第3号 非農地証明願について を採決いたします。
本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・ 議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を議題といたします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

・ 事務局

それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定についてご説明いたします。議案書のページ、基-1から基-2ページをご覧ください。

基-1ページ、新規が1件、そして、基-2ページ、再設定が1件、合計2件ですが、代表して新規の整理番号1番の案件を読み上げます。

今回、利用権の設定を受ける者は・・・、利用権の設定をする者は・・・、ほか1名となっていますのは、ここの土地がまだ相続登記が完了していないため、相続人さんもう1人の同意を得ておるということになっております。利用権を設定する土地は橋本市隅田町芋生字垣内・・・及び・・・。現況地目は田で、面積は合計・・・㎡です。利用権の種類は使用貸借で、普通畑、野菜として利用します。利用権の期間は5年で、終期は令和6年12月31日となっております。利用権の設定を受ける者の耕作面積は約・・・a、新規の設定となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は新規及び再設定、継続の方とあわせて2筆、合計・・・㎡となっております。

以上の集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお

願いたします。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明お願いします。

・田中（一）委員

7番の田中です。事務局の説明のとおりです。何ら問題ありません。

・議 長

それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を採決いたします。
本件を承認することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）をご説明いたします。議案書、次のページ、中-1をご覧ください。
整理番号1番の案件を読み上げさせていただきます。利用権の設定を受ける者は、和歌山県の農地中間管理機構である公益財団

法人和歌山県農業公社、利用権の設定をする者は……。利用権を設定する土地につきましては橋本市吉原字西川垣内……。同じく字松之岡……。同じく字東尾……。現況地目は畑で、面積は合計……。㎡です。利用権の種類は使用貸借で、樹園地として利用いたします。利用権の期間は2年で、終期は令和4年12月31日となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は全部で4筆、合計……。㎡となっております。

県の農業公社が今回の利用権設定により農地中間管理権を取得し、今後、耕作を希望する担い手に転貸することになります。希望者についてですが、JAトレーニングファームで研修を積んだ新規就農者である……。さんが借り受けて柿を生産する希望が出ているということに、和歌山県農業公社及びJA紀北かわかみの担当者より伺っております。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さん、追加説明お願いします。

・ 松岡推進委員

推進委員の松岡茂夫です。この土地に関しましては、樹園地ということで柿を植わっております。そして、公社から借りる人も向島の……。さんということで決まっており、今、農業大学校を卒業後、即、耕作してくださると聞いております。

それから、水利費につきましては地主が支払うということでございます。以上です。

・ 議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

・ 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・ 議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・ 事務局

それでは、議案第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、ご説明いたします。議案書の農-1ページと位置図、農-1ページと農-2ページをご覧ください。

それでは、整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請者は橋本市東家・・・、福井和代。申請地は橋本市東家字東畑・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、東家・・・の計11筆となっております。本申請は、相続税納税猶予の適用を受けている農地につきまして、引き続き納税猶予の適用を受けるため3年ごとに税務署へ提出するために必要なものとなっております。この申請地につきまして書類審査及び現地調査の結果、証明するに相当すると判断いたしました。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員から追加説明をお願いします。

・ 木下委員

2番、木下です。東畑の所なんですが、ここではブドウと柑橘の栽培。東家・・・の所に関しては、見たところ家庭菜園として人に貸しているような感じで、作られているという判断をさせていただきました。以上です。

・ 議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

・・・・・・・・

・ 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・ 議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定します。

次に、その他に移ります。委員の皆さんから、何かご質問、ご意見はございませんか。

・ 岡本委員

9番の岡本ですが、また廣田さんに怒られるかもわかりませんが、この場をかりましてちょっと、委員長、皆さんにご相談したいと思うんですが、先般、農地を取得された人が、高齢につき体力もないので作れないと。それで、転売をしたいと。ついては、建設廃材を置きたいというようなご意向なんですが、当初、農地にするということではいろんな土砂が入って、それを騒いで保健所や市当局にて調査しまして、その時は特に変なものが出なかったというようなことなんですけども、農地として使うための埋め立てで、栗の木を植えるということで植えてきたんですが、今回、もう高齢につき体力ないのでできないので、建設廃材の置き場をやっている人に売りたいと。

どういうところへ売りたいということもちゃんと言うてきとるわけなんですけども、それについては、農業委員と地区の区長の判をもらってこいということで来たわけなんですけど、山田地区につきましては、以前、東山の地区の所に産業廃材を放り込まれて、いろいろ問題が起きて当時の方が苦労されて、裁判までかけて跡地の対策をやってもらおうということで、最後は県がやるということでやったようなんですが、そのやったお方が、市長から表

彰はしてもらいましたが、原因は直接の原因かはわかりませんが、がんになって亡くなりました。私と同級生の者なんですけれども。

今度この土地についても、初め買い取る時にこの会にかかりまして許可しとるわけなんです、その実態が今あらわれてきてるのが、土地の所有、現在耕作してるのがどれ位あるかということもちゃんと必要な要件で満たしたことになるんですが、全部作ってない土地を借り受けて、それで耕作面積が揃ったというような処理になっておりまして、最近、2件ほど、管理ちゃんとしてもらえないので返却してくださいということで、その手続は終わったようなんです。

今度、もしもこういうところへ転売した時に、後々いろんな問題が起きる心配もあるんですが、農業委員として、このような場合どのようなことをすればいいのか、初めてのケースでよくわからないんですが、過去の例とか現在の状況とか、高齢者でそういう跡継ぎもないようなところへ転売を認めたというのは農業委員会の問題と思うんですけども、どう取り扱えばいいのか、委員長のご意見聞きたいと思います。

・ 議 長

事務局、どうぞ。

・ 事務局

まず、使用権なり利用権についてですが、事務局といたしましては、高齢を理由、または後継者不足を理由にした受け付け停止の措置はとっておりません。あくまでも耕作意欲なり耕作計画がしっかりしているものであれば、きちっと今、申請を受けている状態であります。今後もその方針については恐らく変更することなく受け続ける予定でございます。

ただ、岡本委員ご指摘の土地につきましては、事務局も承知しております。その人物につきましても承知しておるんですが、一部、農振法がかかわる案件でもございますので、本定例会についてご回答は事務局としては差し控えさせていただきたい案件であります。以上です。

・ 議 長

とにかく条例なり法令なり、その中できちっと結局、関係者に守っていつてもらおうと。それ以外に、これ公設機関ですので、農

業委員会としてはそんな形で粛々と進めていくというしかしょうないと思うので、将来的にそれがどうこうということを考えますと、大変解決が難しくなりますので、その目の前の事案の案件をそんな形で解決していくという形になるんかなと、そんな形に思っています。

・岡本委員

では、後ほどよろしくお願いします。

・議長

はい。ほかに、その他ございませんか。
どうぞ。

・松岡推進委員

今、若い人に農業、就業したら150万円の年間補助を出して、5年間農業をやり、自分で自活してやっていこうというような行政をされとるわけなんですけども、土地貸すとか借りる、そういう面については農業委員会なりは審議されとるわけなんですけども、貸すだけじゃ、もう5年終わったら、それこそ逃げていくというような話も聞くわけなんですけども。

農業委員会がそういう承認を出す時に、補助金を出す時に、ある程度、果樹というような、うちところもこれ今現在あるわけなんですけども、関係するところがあるんですけども、これ6反そこそこで、僕、この借りる人の前の人に、こういう面積でやったら施設園芸なりをせんことには難しいん違うかというような話をしたったことあるんですけども、そういう指針というようなものを指導しとるんかということを知りたいわけなんですけども。

1反当たり、トマトとかそういうもんやったら1反やったら、柿の1町分でとかという、1反当たり、トマトでやったら1坪何ぼの利益があるさかいにという、そういう、ナスビやったら1反作ったって柿1町分作ったのと同じですよとかと、そういう指針をしたらんことには、土地だけ貸すだけ、150万出すだけでは、将来、その子らは何にもわかってないさかい、そういう指針というようなもんを見本というようなものを、果樹ではどの位ほど、ブドウでは何ぼ、桃では何ぼ、大体、選果場の基本的な価格というものを示して、この位ほどの利益があるよというようなことをしたってくれとんかなということ。

土地貸すだけで、そんな突っ走らしたって非常に難しいと思うんですけども、農業というのは3代かかるというぐらい、基盤整備からやっていこうと思うたら並大抵やないのに、一遍に、そんな5年やそこらでなかなか難しいと思うんで、施設園芸なりそういうものを勧めておるんか、そこらちょっと聞きたいと思うんですけども。

・ 議 長

新規就農者に対する、いわゆる土地貸すだけやなしに、経営指導まで突っ込んだ形で、貸す時にやってるんかどうかということやけども、これは農業委員会というよりも、経営指導の形になって、農業振興課全体の、貸す時に話になってくるかなと思うんやけども、実態として、認定する時に、5年150万円、認定新規就農者に対して認定する時に、経営指導まで突っ込んだ形を配慮しながら、新規就農者に指導してるんかな。

・ 事務局

直接、農業委員会の事務局としてかかわる部分は非常に少ない部分になるんです。この後、定例会を閉会してから、その後、事務局の連絡事項というところでご説明をさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

・ 松岡推進委員

はい。

・ 議 長

そうしたら、それで。

以上、本定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和元年12月定例農業委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和元年12月2日

会 長 土井 清美 ⑩

8 番 林 義文 ⑩

9 番 岡本 彰文 ⑩